○国土交通省令第六十九号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第二条第二項及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条の規定に基づき、鉄道運輸規程及び軌道運輸規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

鉄道運輸規程及び軌道運輸規程の一部を改正する省令

（鉄道運輸規程の一部改正）

第一条　鉄道運輸規程（昭和十七年鉄道省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第二十五条ノ三　鉄道ハ車内ニ於ケル第二十一条各号ニ掲グル行為ノ抑止ノ効果ヲ高ムル為車両ノ客室ニ車内ノ状況ヲ記録スルコトヲ得ベキ設備ヲ備付クベシ但シ運行形態、旅客ノ利用状況其ノ他ノ事由ヲ勘案シテ国土交通大臣ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ	（新設）

（軌道運輸規程の一部改正）

第二条　軌道運輸規程（大正十二年鉄道省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第九条　軌道ハ車両ノ客室ニ車内ノ状況ヲ記録スルコトヲ得ベキ設備ヲ備付クベシ但シ運行形態、旅客ノ利用状況其ノ他ノ事由ヲ勘案シテ国土交通大臣ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ	**第九条**　削除

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年十月十五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に製造に係る契約が結ばれた車両については、第一条の規定による改正後の鉄道運輸規程第二十五条ノ三の規定及び第二条の規定による改正後の軌道運輸規程第九条の規定は、適用しない。

○国土交通省令第七十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）の施行に伴い、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成三十年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特定所有者不明土地への立入り等の許可の申請手続） **第四条**　（略） 2　（略） 一　申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書 二・三　（略） （障害物の伐採等の許可の申請手続） **第五条**　（略） 2　前項の伐採等許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書 二・三　（略） （裁定申請書の添付書類） **第十九条**　法第十条第三項第五号（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるもの（地域福利増進事業を実施する者（以下この条において「事業者」といい、法第十九条第一項の規定による裁定の申請をしようとする場合にあっては、使用権者（同項に規定する使用権者をいう。以下同じ。）。以下この条において同じ。）が国又は地方公共団体である場合にあっては、第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）とする。 一　事業者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書 二～十四　（略）	（特定所有者不明土地への立入り等の許可の申請手続） **第四条**　（略） 2　（略） 一　申請者の住民票の写し又はこれに代わる書類（申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書。次条第二項第一号において同じ。） 二・三　（略） （障害物の伐採等の許可の申請手続） **第五条**　（略） 2　前項の伐採等許可申請書には、次に掲げる書類（申請者が国又は地方公共団体である場合にあっては、第一号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。 一　申請者の住民票の写し又はこれに代わる書類 二・三　（略） （裁定申請書の添付書類） **第十九条**　法第十条第三項第五号（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるもの（地域福利増進事業を実施する者（以下この条において「事業者」といい、法第十九条第一項の規定による裁定の申請をしようとする場合にあっては、使用権者（同項に規定する使用権者をいう。以下同じ。）。以下この条において同じ。）が国又は地方公共団体である場合にあっては、第一号、第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）とする。 一　事業者の住民票の写し又はこれに代わる書類（事業者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書） 二～十四　（略）